

# ロゴ規定書

一般社団法人日本ヘッドセラピー協会（以下「甲」という）は、甲がデータをもって提供をした甲のロゴ及び画像（以下総称して単に「本ロゴ」という）の使用に関し、次のとおり定める。

## 第1条（使用期間）

- 1 本ロゴの使用期間は4月1日から翌年の3月31日までとし、更新することが出来るものとする。
- 2 更新後の使用期間について、甲が別に規定する資格更新料を甲に対して納入するものとする。乙がかかる資格更新料を所定の期間までに納入しない場合、乙の本資格を停止、かつ規約違反とする。

## 第2条（使用目的）

- 1 甲から各種資格の付与を受け、かつ甲のロゴのデータをもって提供をした者（以下「乙」という）に対し、甲が著作権を有する本ロゴについて、乙がその活動を行うにあたって必要な限度（甲が各種規約で許容した限度とする。以下「本使用目的」という）にのみ、その使用を許諾するものとし、乙は本使用目的以外で使用する（次に掲げる行為を含むがそれらに限られない。）は出来ないものとする。
  - (1) 本ロゴ（本ロゴを出力した印刷物を含む）を販売すること。
  - (2) 本ロゴを私的に利用すること。
  - (3) 本ロゴを用いてセミナー等の教育事業をすること。
  - (4) その他、甲に損害を与える又は損害を与えるおそれがある全ての行為。
- 2 乙は、前項により付与される使用权の一部又は全部を、第三者に再許諾することはできないものとする。

## 第3条（使用方法）

- 1 本ロゴは甲が提供するデータのとおりに表示して使用するものとし、本ロゴについて修正、改変等をして使用してはならない。
- 2 本ロゴは、全てカラーで使用しなければならない。

## 第4条（使用の禁止、許諾の撤回）

- 1 本規定に反して、乙が本ロゴを利用した場合は、協会は何らの催告をすることなく、乙に本ロゴの使用の禁止を求めることが出来るものとする。
- 2 乙は、甲から付与された乙の資格を喪失した場合は、本ロゴの使用をすることができず、即時に使用を停止するものとする。
- 3 甲は、何らの事情がなくても本ロゴ使用の許諾を撤回できるものとし、その場合は、乙は即時に停止するものとする。
- 4 全各項の場合、乙は甲の指示に従い、すでに使用をしている紙媒体の破棄をし、甲の所定のデータ破棄証明書を提出しなければならない。

以上を確認し、ロゴを使用する場合には上記事項に従って使用することに同意をします。

西暦 年 月 日

(氏名) \_\_\_\_\_ (印)